

令和5年度 エコパートナー環境学習等業務委託
＜仕様書＞

1. 業務の目的

四日市市環境計画に基づき実施する環境に関する取り組みについて、エコパートナーである市民活動団体等の特性を生かした企画提案に基づき運営することで、地域に根差した環境保全の取り組みを促進することを目的とする。

2. 条件

四日市市エコパートナー登録制度に基づくエコパートナーであること。

3. 業務の履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

以下の(1)～(3)の企画内容に該当し、環境計画における位置付けが①～⑤に該当する企画をあらかじめ市の承認を受けた上で実施すること。業務内容については、受託者と協議の上、変更、追加及び中止する場合がある。

■企画提案内容

(1) 講座等の開催及びその運営事業

(例：食品ロス削減講座、地球温暖化対策講座、里山保全講座等)

(2) 普及啓発イベント等の開催及びその運営事業

(例：食品ロス削減イベント事業、クールチョイス普及啓発事業、地域密着型エコツアー、子ども向け環境学習イベント等)

(3) 調査研究・実証試験事業

(例：食品ロス削減モニター事業、食品ロス削減アンケート調査、里山再生のための実証実験等)

■環境計画における位置づけ

①気候変動への対応 ②持続可能な資源循環の推進 ③自然との共生、生物多様性の保全

④安全で快適な生活環境の確保 ⑤より良い環境を共創する仕組みづくり

※①～④の全般にわたる事業については⑤に位置付けることとする。

[※業務の注意事項]

- ・業務の実施にあたっては、市と協議の上、実施可能な内容とすること。
- ・講座等を実施する場合、受講者から、受講料や原材料費等の実費を徴収しないこと。
- ・業務に必要な資器材（パソコン、プロジェクタ、スクリーン、事務用品等）は、原則受託者で準備すること。
- ・業務の内容にはSDGs等の視点を取り入れること。
- ・業務の事前準備は受託者が行うこと。
- ・業務の実施状況は、写真にて記録すること。

5. 市への報告等

(1) 業務計画

契約締結後、速やかに、次に掲げる書類を提出し、市の承認を受けること。

- ・業務計画書
- ・業務の実施スケジュール
- ・その他必要な事項

(2) 完了報告

業務完了後、業務完了報告書に次に掲げる事項を含めて書類を提出すること。

- ・業務の目的
- ・業務の実施内容
- ・業務の結果
- ・業務の成果
- ・業務の総括
- ・その他必要な事項

6. 備品・物品の使用上の注意

- ・市の備品・物品を使用する場合は、適正に管理、使用すること。受託者の明らかな過失により、備品・物品を破壊した場合は受託者が弁償すること。
- ・本業務を遂行するうえで必要な事務機器、事務用品、車両等は受託者が用意すること。

7. 事故時・災害時の対応

- ・受託者は、事故または災害の状況を確認し、速やかに市へ報告すること。
- ・受託者は、受講者等の安全確保に努めること。

8. 経費の支払方法

前金払い（1 / 3以内）及び完了払い

9. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

10. 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1)不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2)契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

11. 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1)この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

12. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。